

〈建物等を復元する方法による場合〉略

2 共通仮設費、及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。一略一略

## 二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、 通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 略

(第18条から第28条 略)

(別表修復基準 略)

別表 諸経費率

純工事費(百万円)		諸経費率(%)	純工事費(百万円)			諸経費率(%)
	10 以下	<u>34.5</u>	55	を超え	60以下	22.4
10	を超え 12 以下	<u>33.0</u>	60	を超え	70以下	<u>21.5</u>
12	を超え 14 以下	<u>31.8</u>	70	を超え	80以下	<u>20.9</u>
14	を超え 16 以下	<u>30.8</u>	80	を超え	90以下	<u>20.3</u>
16	を超え 18 以下	<u>29.9</u>	90	を超え	100以下	<u>19.8</u>
18	を超え 20 以下	<u>29.2</u>	100	を超え	120以下	<u>18.9</u>
20	を超え 22 以下	<u>28.5</u>	120	を超え	140以下	<u>18.2</u>
22	を超え 24 以下	<u>27.9</u>	140	を超え	160以下	<u>17.6</u>
24	を超え 26 以下	<u>27.4</u>	160	を超え	180以下	<u>17.1</u>
26	を超え 28 以下	<u>26.9</u>	180	を超え	200以下	<u>16.7</u>
28	を超え 30 以下	<u>26.4</u>	200	を超え	250以下	<u>15.8</u>
30	を超え 35 以下	<u>25.5</u>	250	を超え	300以下	<u>15.1</u>
35	を超え 40 以下	24.7	300	を超え	350以下	<u>14.6</u>
40	を超え 45 以下	24.0	350	を超え	400以下	14.1
45	を超え 50 以下	23.4	400	を超え	500以下	<u>13.4</u>
50	を超え 55 以下	22.8	500	を超えん	るもの	12.8

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しない ときは、その最高額まで増額することができる。

(様式第1から様式第5 略)

〈建物等を復元する方法による場合〉略

2 共通仮設費、及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。一略一略

## 二 現場経費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、 通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 略

(第18条から第28条 略)

(別表修復基準 略)

別表 諸経費率

純工事費(百万円)		諸経費率(%)	純工事費(百万円)			諸経費率(%)
	10 以下	<u>24.9</u>	55	を超え	60以下	<u>18.9</u>
10	を超え 12 以下	24.2	60	を超え	70 以下	<u>18.4</u>
12	を超え 14 以下	<u>23.6</u>	70	を超え	80以下	<u>18.1</u>
14	を超え 16 以下	<u>23.1</u>	80	を超え	90以下	<u>17.7</u>
16	を超え 18 以下	22.7	90	を超え	100以下	<u>17.5</u>
18	を超え 20 以下	22.3	100	を超え	120以下	<u>17.0</u>
20	を超え 22 以下	22.0	120	を超え	140以下	<u>16.6</u>
22	を超え 24 以下	<u>21,7</u>	140	を超え	160以下	<u>16.2</u>
24	を超え 26 以下	21.5	160	を超え	180以下	<u>15.9</u>
26	を超え 28 以下	21.2	180	を超え	200以下	<u>15.7</u>
28	を超え 30 以下	21.0	200	を超え	250以下	<u>15.2</u>
30	を超え 35 以下	<u>20.5</u>	250	を超え	300以下	<u>14.7</u>
35	を超え 40 以下	20.1	300	を超え	350以下	14.4
40	を超え 45 以下	19.7	350	を超え	400以下	14.1
45	を超え 50 以下	<u>19.4</u>	400	を超え	500以下	<u>13.6</u>
50	を超え 55 以下	<u>19.1</u>	500	を超える	るもの	<u>13.3</u>

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しない ときは、その最高額まで増額することができる。

(様式第1から様式第5 略)